

「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」

(1) 生活の再建

施策項目	施策名	施策概要	スライド番号
避難所等における生活環境の改善	感染症予防事業	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいて行う感染症の発生予防及びまん延防止のために必要な措置を講じる事業（消毒、害虫駆除等）について、都道府県、政令市、特別区及び市町村に対して経費の一部を負担する。	1
命と健康を守るためのホテル・旅館等への二次避難	医療の確保	DMAT、DPAT、JMAT、AMAT、災害支援ナース、JDAT等の医療支援チームの活動等により、被災地の医療の確保を支援する。また、被災した医療機関の看護師等の支援を行う。	2
	避難所・社会福祉施設への福祉的支援等	DWAT（災害派遣福祉チーム）の活動等により、避難所における福祉ニーズへの対応を行う。 被災により介護職員等の不足する施設や避難者を受け入れる施設等への応援職員の派遣調整等を行う。	3
切れ目のない被災者支援	医療・介護の一部負担金・利用料の免除等に係る特別対策	令和6年能登半島地震による災害救助法の適用市町村に住所を有する国保・後期高齢者医療の被保険者について、医療保険の窓口負担（一部負担金）及び保険料（税）の減免を実施した医療保険者に対して財政支援をすることにより、医療保険事業の円滑・適正な運営を確保する。 また、令和6年能登半島地震による災害救助法の適用対象市町村の介護保険の被保険者で、当該災害により著しい損害を受けた者について、市町村が介護保険料や介護サービスの利用料を減免した場合、減免により当該市町村の介護保険財政に負担が生じるため、発生した財政負担に対して、国が財政支援を行う。	4
	被災地域における障害福祉サービス等の利用負担免除の特別措置	市町村が障害福祉サービス等に係る利用者負担につき災害免除を行った場合は、この利用者負担相当額について、国がその全額を財政支援する。	5
	被災高齢者等把握事業	令和6年能登半島地震で被災した在宅高齢者等について、介護支援専門員等の職能団体から派遣された専門職により、個別訪問による現状把握を実施し、必要に応じ関係支援機関へつなぐとともに専門的な生活支援に係る助言を行う。	6
	被災者見守り・相談支援等事業	仮設住宅に入居する被災者等がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや日常生活上の相談支援、各専門相談機関へのつなぎ等の支援を行う。	7
	被災地心のケア事業	被災地において、精神保健医療行政機能及び精神医療サービス機能を補完する支援を行い、被災地の精神保健福祉の強化を図る。	8
金融支援	生活福祉資金貸付の災害時特例措置	社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付の貸付対象を低所得世帯等から被災世帯まで拡大するとともに貸付要件の緩和を行うなどの災害時特例措置を講じる。	9

(2) 生業の再建

中小・小規模事業者の支援	日本政策金融公庫による資金繰り支援	令和6年能登半島地震により被害を受けた生活衛生関係営業者に対して、日本政策金融公庫による資金繰りの円滑化及び事業の復旧を支援する。（貸付金利の特別措置の実施や、コロナ資本性劣後ローンを利用する生活衛生関係営業者に対する被災地の事業の実情を踏まえた弾力的・迅速な対応、事業の復旧資金も対象になることの明確化等）	10
	既往債務の返済条件等の緩和等	日本政策金融公庫において、既往債務に係る返済猶予等の条件変更等について、引き続き個別企業の実情に応じた柔軟な対応に努めるよう要請しているほか、被災生活衛生関係営業者の既往債務の負担軽減に係る対応についても要請する。	10
地域の雇用対策等	雇用調整助成金の特例措置	令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により休業、教育訓練又は出向を行う場合において、雇用調整助成金の支給要件の緩和や助成率・支給日数の引上げの特例措置を実施する。	11
	雇用保険の基本手当の特例	被災地域内の事業所で勤務していた方について、災害により休業したり、一時的に離職した場合に雇用保険の失業手当を受給できる特例措置を実施する。	—
	特別労働相談窓口の設置（石川局、新潟局、富山局、福井局）	事業主や労働者からの休業や解雇等に関する労働相談に対応する。	12
	自然災害が発生した場合の支援や制度に係る情報の発信	自然災害が発生し、災害救助法が適用された地域などにおける、労働基準行政の支援施策、解雇・雇止めなどの労働条件に関する諸事項について、事業主・労働者が守るべき事項をQ&A形式にしたものを作成・更新するとともに、SNSで発信する。	—

令和6年能登半島地震

【厚生労働省関係部分】

「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」

(3) 災害復旧等

公共土木施設等の 迅速な災害復旧	医療施設等の災害復旧	医療施設等の復旧事業について、国がその経費の一部を補助する。	13
	(独) 福祉医療機構における災害復旧融資	被災した社会福祉施設及び医療関係施設等の早期復旧を支援するため、既往貸付に係る返済猶予期間の延長措置や地震からの復旧のための災害復旧資金の拡充を図る。	14
	社会福祉施設等災害復旧費補助金（介護施設等分）	令和6年能登半島地震により被害を受けた介護施設等に関し、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するため、介護施設等の災害復旧に要する費用について財政支援を行う。	15
	社会福祉施設等設備災害復旧費補助金（介護施設等分）	令和6年能登半島地震により被害を受けた介護施設等に関し、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するため、介護施設等の設備の災害復旧に要する費用について財政支援を行う。	16
	社会福祉施設等災害復旧費補助金（障害者施設等分）	令和6年能登半島地震により被害を受けた障害者支援施設等の速やかな復旧を図るため、障害者支援施設等の原形復旧等に要する費用について財政支援を行う。	17
	社会福祉施設等設備災害復旧費補助金（障害者施設等分）	令和6年能登半島地震により被害を受けた障害者支援施設等の速やかな復旧を図るため、障害者支援施設等の設備の災害復旧に要する費用について財政支援を行う。	17
	保健衛生施設等災害復旧事業	災害により被害を受けた保健衛生施設等の復旧に要する費用の一部を補助する。	18
	水道施設災害復旧事業	災害により被害を受けた水道施設の原形復旧や、応急的に施設を設置する事業費の一部について、甚大な被害を考慮して補助率を高め支援する。	19
	上下水道施設の早期復旧のため厚労省・国交省が連携して技術職員を派遣	全国の自治体からの技術者の増員派遣や日本水道協会・日本下水道事業団等の関係団体からなる強力な支援体制を構築するとともに、厚生労働省、国土交通省からも職員を派遣し、国のリーダーシップのもと上下水道一体となって早期復旧に努める。	-
	厚労省・国交省が連携した直轄調査による上下水道施設の早期復旧支援	被災が深刻な石川県能登半島地域6市町等における直轄委託調査での被災状況把握、復旧方針の検討等の上下水道一体となった早期復旧支援を実施する。	20
公共職業能力開発施設等の施設費等に関する特例	令和6年能登半島地震により著しい被害を受けた公共職業能力開発施設等の施設及び設備の災害復旧に要する経費について、国から県への補助率を引き上げる。	21	

# 感染症予防事業

## 1. 概要

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という。)に基づいて行う感染症の発生予防及びまん延防止のために必要な措置を講じる事業について、都道府県、政令市、特別区に対して経費の一部を負担する。

## 2. 補助対象経費

感染症法に基づく、感染症の発生予防及びまん延防止のための消毒、害虫駆除等の措置に要する経費

## 3. 補助先

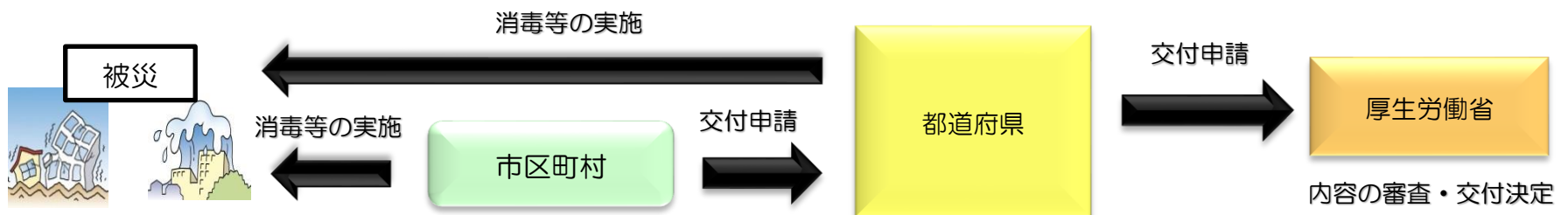
都道府県、政令市、特別区

## 4. 国庫補助率

負担割合: 都道府県事業 国1/2 都道府県1/2  
市町村事業 国1/3 都道府県1/3 市町村1/3

※激甚災害の「特定地方公共団体」に該当する場合、都道府県事業は補助率の嵩上げ、  
市町村事業は国2/3 都道府県1/3

## 5. 補助の流れ



# 医療の確保

災害救助法により支弁（災害救助法適用外の経費がある場合、地域医療介護総合確保基金等の活用を検討）

## 1 事業内容

- 災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、全日本病院医療支援班(AMAT)、災害支援ナース、日本災害歯科支援チーム(JDAT)等の医療支援チームの活動等により、被災地の医療の確保を支援する。
- 能登半島北部の被災した医療機関において、看護師等の疲弊が生じており、看護師等の派遣による支援を行う。

## 2 主な医療支援チームの概要

### 災害派遣医療チーム(DMAT)

○ 自然災害や感染症等に際して、通常の医療提供が困難になった被災施設の組織体制の再構築と、物資、診療、搬送等の支援により、包括的な危機管理対応を行う医療チーム。

○ 厚生労働省が認めた専門的な研修・訓練を受けており、令和5年3月31日時点で、**DMATチームは1,773隊、DMAT隊員は16,608人**となっている。

※ 平時は、災害拠点病院等で通常の医療に従事

※ 1チームの構成は、医師1名、看護師2名、業務調整員1名の4名を基本

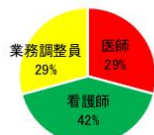


(能登半島地震の活動写真)



(令和5年3月31日時点)

- ・ DMATチーム 1,773隊
  - ・ DMAT隊員数 16,608名
- (職種内訳)
- ・ 医師 4,840名
  - ・ 看護師 6,883名
  - ・ 業務調整員 4,885名



※データはDMAT事務局より提供

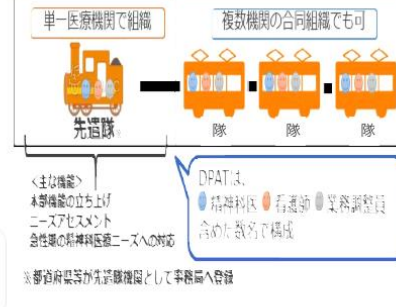
### 災害派遣精神医療チーム(DPAT)

- DPATとは、大地震等の災害時に、地域において必要な精神保健医療ニーズに対応することを目的とした厚生労働省が認めた専門的な研修・訓練を受けた精神医療チーム。
- 災害時の対応を想定し、平成25年4月から養成を開始。
- DPAT 1 隊は、精神科医師、看護師、業務調整員を含めた数名で構成。
- DPATは、都道府県の派遣要請に基づき活動。
- DPATのうち、特に、発災から概ね48時間以内に、被災した都道府県において、本部機能の立ち上げや急性期の精神科医療ニーズへの対応等を行う隊を「DPAT先遣隊」として位置付けている。
- DPAT先遣隊は、933名が研修修了、約230隊が指定機関に登録済（令和5年4月1日時点）。

自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの大規模災害等の際、被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門的なチーム



発災後48時間以内に活動開始 必要に応じて、数週間から数ヶ月活動



# 避難所・社会福祉施設への福祉的支援等

## 1 目的

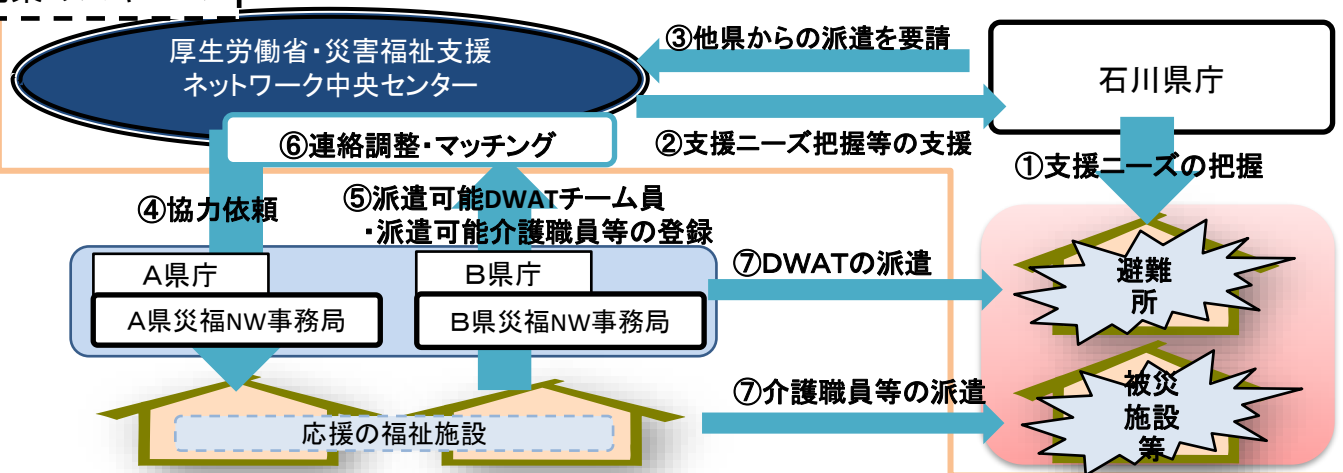
- DWAT(災害派遣福祉チーム)の活動等により、避難所における福祉ニーズへの対応を行う。
- 被災により介護職員等の不足する施設や避難者を受け入れる施設等への応援職員の派遣調整等を行う。

## 2 取組の概要

- DWAT(災害派遣福祉チーム)は、
  - ① 介護福祉士や社会福祉士、ケアマネジャー等の職員により編成され、
  - ② 避難所において、避難生活中の困り事に関する相談支援、避難所内の環境整備等福祉的な視点からの支援を行う。

※ DWATの広域派遣調整については、「災害福祉支援ネットワーク中央センター」(中央センター)が厚生労働省からの委託を受け実施。
- 被災地域における社会福祉施設等の体制強化を図るため、厚生労働省及び中央センターにおいて、介護職員等の広域的な派遣体制を整備。他県からの応援派遣可能な介護職員等の情報を集約。被災県における施設の受け入れニーズを把握した上で、マッチングを行う。

### 施策のスキーム



1.5次避難所内に設置したDWA Tによる「なんでも福祉相談コーナー」

# 令和6年能登半島地震の医療・介護の一部負担金・利用料の免除等に係る特別対策について

○ 災害救助法が適用された市町村に係る各保険者に対し要請の上、意向を聴取し、希望する保険者等については、令和2年7月豪雨類似の以下の対応を実施。

1) 医療機関等(介護サービス事業所等を含む。)の窓口で、住宅全半壊・床上浸水等の被災をしていると申告した医療・介護の被保険者については、一部負担金・利用料の支払いを猶予する

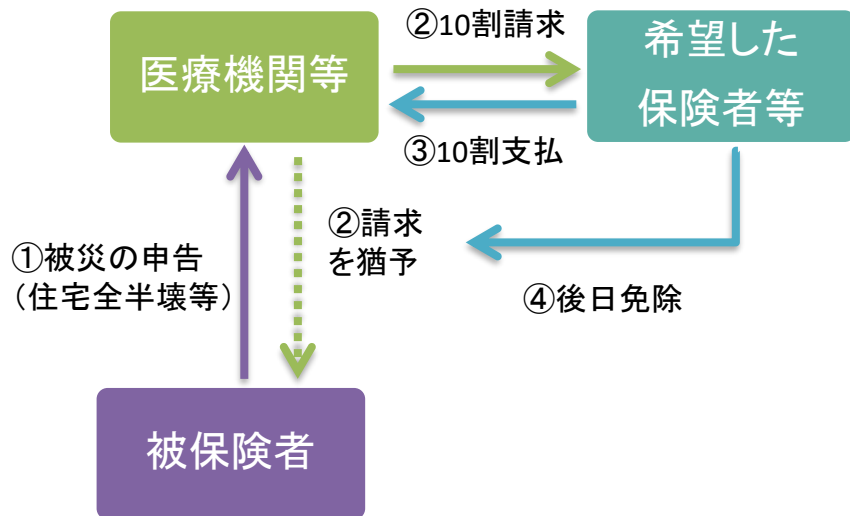
※ 保険者等の判断により、猶予された者について、一部負担金・利用料の免除をすることができる

2) その場合、医療機関等から保険者等に10割請求をする

3) 保険者等は後日免除を行い、10割を医療機関等に支払う

※ 上記対応については、国においても、リーフレット等により避難所、医療機関等に積極的に周知する。

<イメージ>



<留意事項>

- ① 免除できるのは一部負担金・利用料のみであり、食費等の自己負担分については窓口で徴収
- ② 免除する対象者は、支援の必要性を考慮し、以下の者とする
  - 1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした者
  - 2) 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者
  - 3) 主たる生計維持者の行方が不明である者
  - 4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した者
  - 5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者※ 通常の免除基準とは異なり、収入・資産要件は設けない。  
※ この措置に基づき免除した自治体の負担分(介護保険は1号保険料相当分)については特別調整交付金による財政支援の対象とする。
- ③ 行政機能が低下している市町村に限らず、災害救助法が適用される全市町村に対して照会(判断が間に合わない市町村については随時追加)
- ④ 県外の医療機関等も対象に、当面、令和6年4月診療分・サービス分まで実施する予定(必要に応じて延長も検討する)

# 被災地域における障害福祉サービス等の利用者負担免除の特別措置

障害者総合支援法における障害福祉サービス等に係る利用者負担額については、市町村の判断で、災害その他の事情により、利用者が負担することが困難であると認めた場合には、現行法においてその利用者負担額を減免することができる。

障害者総合支援法においては、サービスに係る費用から利用者負担額を除いた額を、国、都道府県、市町村がそれぞれ負担することになっているが、今回の災害の被害が甚大であることから、市町村が利用者負担額を免除した場合は、特例として、この利用者負担相当額について、国がその全額を財政支援する。

## 1 事業内容

市町村において、障害者総合支援法に基づく以下のサービスに係る利用者負担の免除を行った場合に補助を行う。

【介護給付費・訓練等給付費・補装具費・やむを得ない事由による措置費】

## 2. 対象利用者

令和6年能登半島地震における災害救助法適用地域の利用者

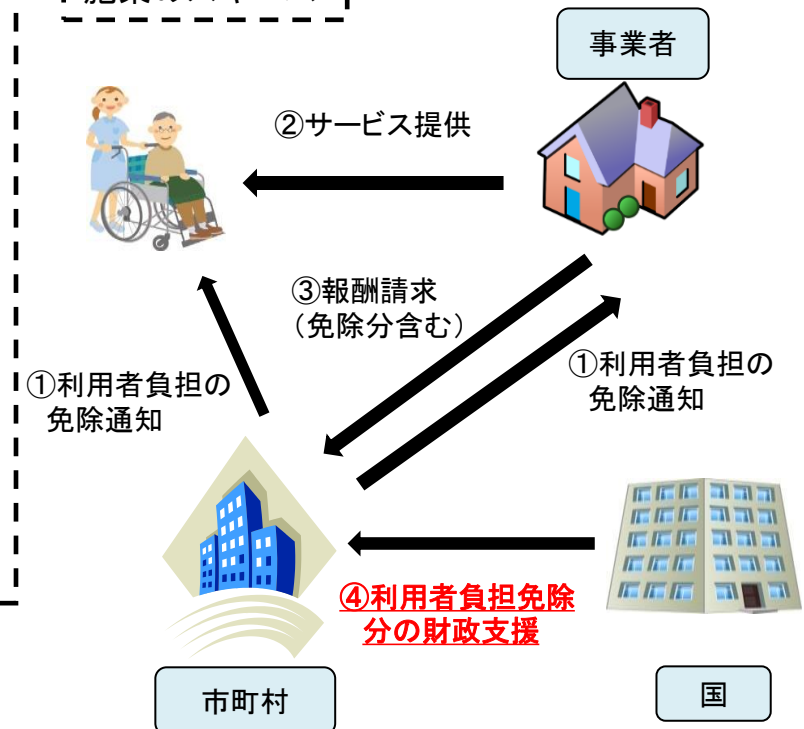
## 3. 実施主体(補助先)

上記2の対象者に対し利用者負担免除を実施する市町村

## 4. 補助率

国(10/10)

## 施策のスキーム



# 被災高齢者等把握事業

## 事業内容

地震、台風及び豪雨等の自然災害における被災者の孤立防止等のため、被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対して、個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくらない取組を一定期間、集中的に実施することを目的とする。

※ 被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対し、支援の届かない被災者をつくらないことを目的として、災害の発生より概ね3か月以内の間で集中的に行う事業。（それ以降は既存の一般施策を活用することを想定。）

○実施主体： 災害救助法の適用を受けた都道府県、指定都市、中核市及び市町村  
※民間団体（介護支援専門員等の職能団体等）へ委託可

○補助率： ①特定非常災害の指定がある場合 10 / 10  
②上記以外の場合 1 / 2



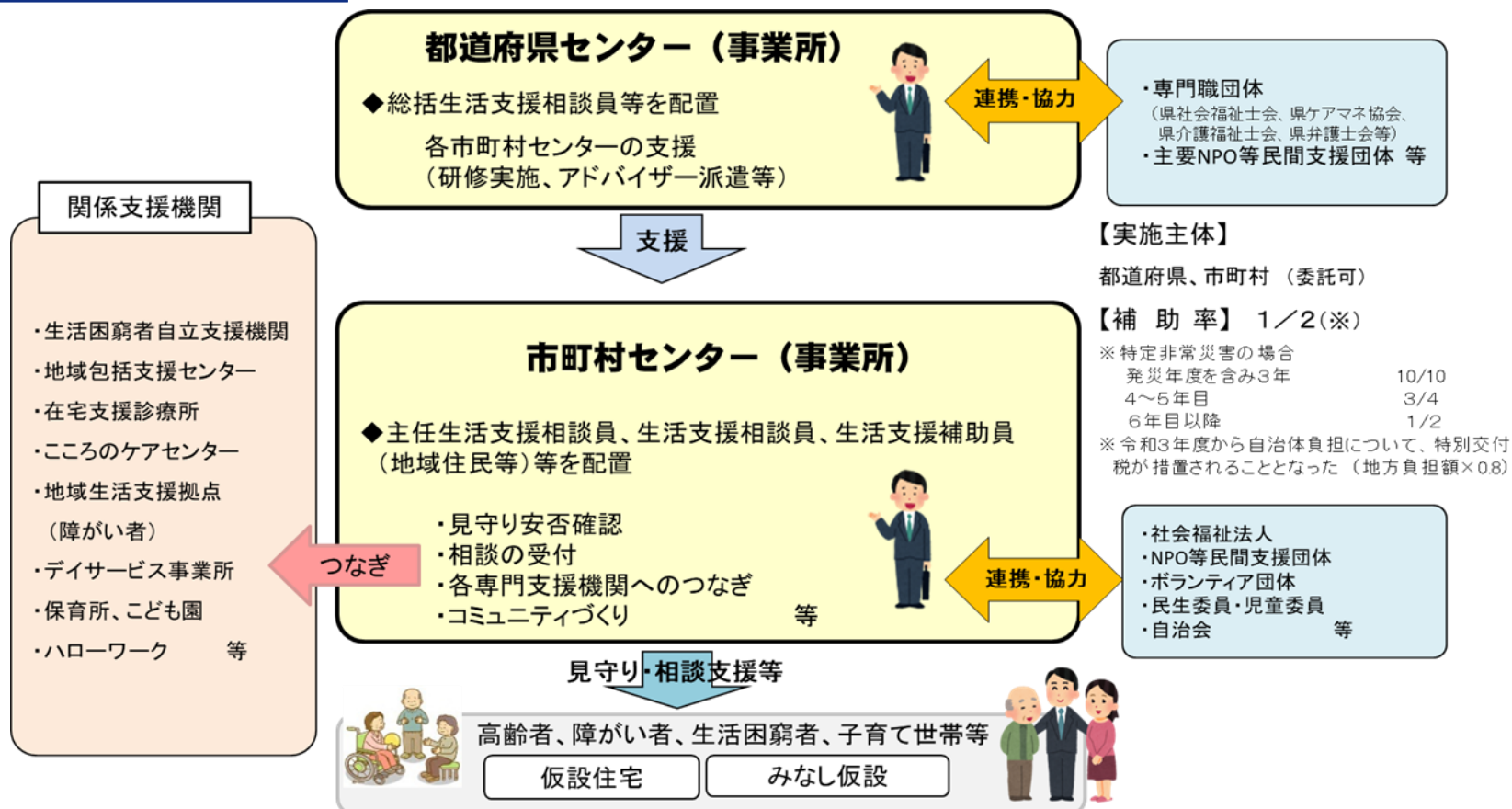
# 被災者見守り・相談支援等事業

## 1 事業の目的

被災者は災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う。

(令和5年度において事業を実施している災害:平成30年7月豪雨、令和元年台風19号、令和2年7月豪雨、令和3年7月1日からの大雨、令和4年8月3日からの大雨、令和4年台風第15号、令和5年奥能登地震、令和5年7月14日からの大雨災害、令和6年能登半島地震)

## 2 事業の概要・スキーム

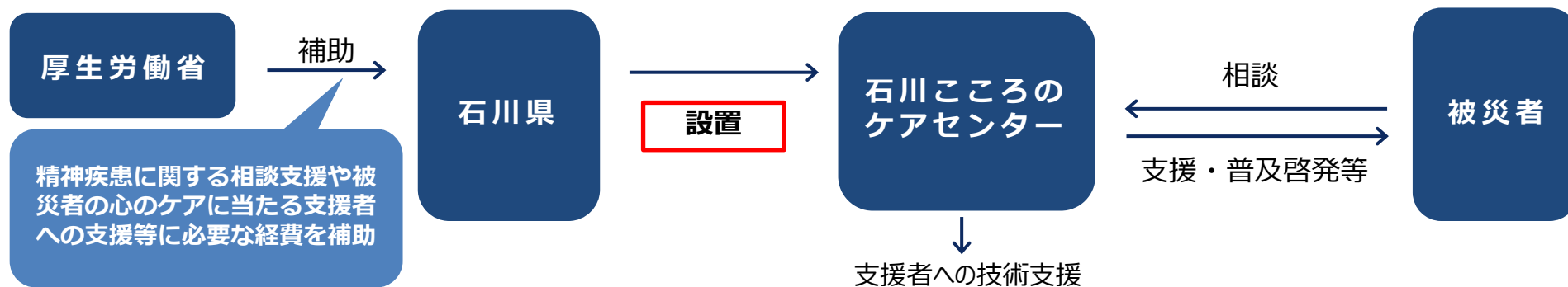


# 被災地心のケア事業

## 1 事業の目的

- 令和6年1月の能登半島地震により、被災地においては多数の人的・物的被害が発生しており、今後の災害復興期においては、PTSDや生活再建プロセスで生じる二次的ストレスを起因とした心身の変調が生じる被災者の増加が見込まれることから、支援の枠組みが必要。
- このため、継続した精神保健活動を行う拠点として心のケアセンターを設置し、精神疾患に関する相談支援や被災者の心のケアに当たる支援者の支援など、精神医療サービス機能及び精神保健医療行政機能を補完するための支援を行い、被災地の精神保健福祉の強化を図る。

## 2 スキーム



## 3 実施主体等

実施主体：石川県

補助率：10 / 10

# 生活福祉資金貸付（令和6年能登半島地震の特例措置）

## 特例措置の内容

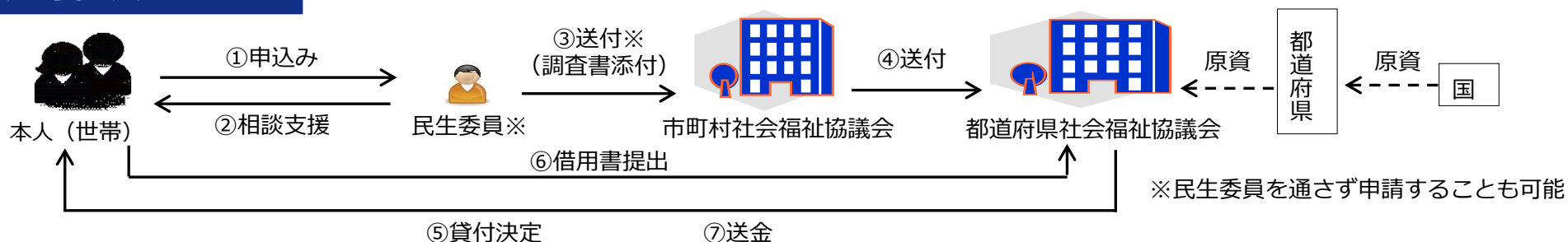
- 社会福祉協議会が貸し付けている生活福祉資金のうち、緊急小口資金について、要件の緩和を行う災害時特例措置を講じるもの。

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯	<b>被災世帯（低所得世帯等に限らない）</b>
貸付上限	10万円以内	10万円以内 <b>（特別な場合20万円以内）</b>
据置期間	2月以内	<b>1年以内</b>
償還期限	12月以内	<b>2年以内</b>
貸付利子	無利子	無利子
連帯保証人	不要	不要

※ 申請書類等も簡素化（借入申込書の記載は必要最小限、借用書への押印・印鑑証明書の提出は不要など）。

※ 住宅補修費の貸付などの特例措置について検討中。

## （参考）貸付の流れ



# 日本政策金融公庫資金繰り支援等について

令和5年度予備費予算額 既定経費

## 事業目的

令和6年能登半島地震により被害を受けた生活衛生関係営業者に対する資金繰りの円滑化及び事業の復旧を支援することを目的とする。

## 事業概要

令和6年能登半島地震により被害を受けた生活衛生関係営業者に対して、以下の支援を講じることにより、資金繰りの円滑化及び事業の復旧を支援する。

①災害復旧貸付、災害復旧貸付の特別措置を実施する。また、「令和6年能登半島地震特別貸付」を新たに創設し、事業の復旧に必要な資金を、長期かつ低利にて融資（直接被害（※）のほか間接被害、風評被害を含む）。

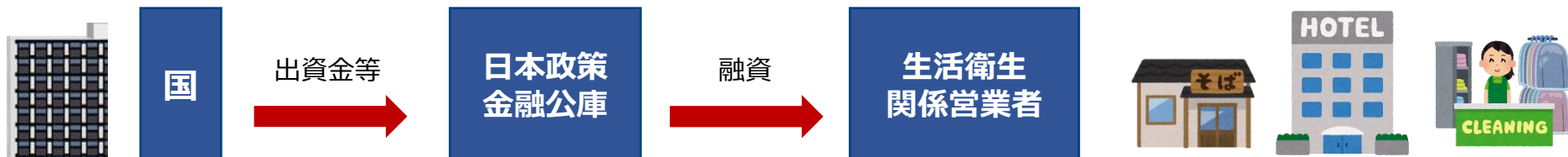
（※）災害救助法適用地域に属する県内に事業所を有し、災害による被害を受けた生活衛生関係営業者。

②コロナ資本性劣後ローンを利用する生活衛生関係営業者のうち、被災後に黒字金利の適用が見込まれる者について、一定の間、赤字金利が適用できるよう金利条件を見直し（石川県内で災害救助法が適用された市町村に所在し、被害を受けた生活衛生関係営業者）。

③コロナ資本性劣後ローンを利用する生活衛生関係営業者に対し、被災地の事業の実情を踏まえた弾力的・迅速な対応、事業の復旧資金も対象となることを明確化。

④既往債務に係る返済猶予等の条件変更等について、個別の実情に応じた柔軟な対応に努めることや、被災生活衛生関係営業者の既往債務の負担軽減に係る対応についてそれぞれ要請。

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



# 令和6年能登半島地震に係る雇用調整助成金の特例措置

		通常制度	令和6年能登半島地震の特例措置	
要領事項	対象事業主	経済上の理由により事業活動を縮小した全国の事業主	令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により事業活動を縮小した全国の事業主 (対象期間初日：令和6年1月1日 ～令和6年6月30日)	令和6年1月11日改正 ※令和6年1月1日以降に開始した対象期間から遡及適用
	生産指標要件	最近3か月間の月平均値が前年同期比10%以上低下 ※事業所設置後1年未満は対象外	最近3か月→最近1か月10%以上低下 ※事業所設置後1年未満も対象	
	雇用量要件	最近3か月間の月平均値が前年同期と比べ一定規模以上増加していないこと	撤廃	
	計画届	事前の提出が必要	計画届の提出日が令和6年3月31日までの間である場合は、事前に提出されたものとみなす	
	残業相殺	所定外労働があった場合、休業等の実績から相当分を差し引く	4県について撤廃 ※新潟県、富山県、石川県、福井県	
省令事項	支給日数	1年100日、3年150日	3年150日を適用しない 4県について1年300日	令和6年1月23日改正 ※令和6年1月1日以降に開始した対象期間から遡及適用
	対象労働者	雇入れ後6か月未満は対象外	雇入れ後6か月未満も対象	
	クーリング要件	過去に雇用調整助成金の支給を受けた対象期間満了の日の翌日から起算して1年を超えていること	撤廃	
	助成率	大企業1/2、中小企業2/3	4県の事業所が実施する休業、訓練、出向について、大企業2/3、中小企業4/5	
	対象となる休業の規模	大企業1/15以上、中小企業1/20以上	4県について 大企業1/30以上、中小企業1/40以上	

## 令和6年能登半島地震に係る特別労働相談窓口の設置

- 令和6年能登半島地震により各地域において甚大な被害が出ている状況を踏まえ、被災した労働者及び事業主等からの労働相談に対応する。
- 新潟局、富山局、石川局、福井局に1月4日から特別労働相談窓口を開設。

### 1 設置場所

- ・ 労働局及び必要に応じて労働基準監督署、ハローワークに設置  
※石川局においては局、労働基準監督署及びハローワークに設置

### 2 対応相談内容

- ・ 労務管理（解雇、休業手当等）に関する相談
- ・ 事業所の助成金や雇用保険に関する相談 等

## 1 事業内容

地震や台風、豪雨等の自然災害により医療施設等が被災したときは、被災した医療施設等の管理者がその原形復旧を行うことになるが、令和6年能登半島地震により被災した公的医療機関や政策医療を実施している医療機関等、一定の要件に該当する医療施設等の復旧事業について、国がその経費の一部を補助するもの。

## 2 交付対象施設

### ①医療機関

#### 1) 公的医療機関

地方自治体、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会 等

#### 2) 政策医療実施機関 (公的医療機関除く)

救命救急センター、病院群輪番制病院、在宅当番医制診療所、へき地医療拠点病院 等

### ②医療関係者養成施設

看護師等養成所、救急救命士養成所 等

### ③上記以外

研修医のための研修施設、病院内保育所、看護師宿舍 等

## 3 補助率・対象経費

【通常の場合】	【激甚災害の場合】
<p>○補助基準額、補助率</p> <p>1) 公的医療機関 上限額なし、1/2</p> <p>2) 政策医療実施機関 ・救命救急センター 76,910万円、1/2 ・病院群輪番制病院 8,020万円、1/2 等</p>	<p>○補助基準額、補助率</p> <p>1) 公的医療機関 上限額なし、<b>2/3</b></p> <p>2) 政策医療実施機関 ・救命救急センター <b>上限額なし</b>、1/2 ・病院群輪番制病院 <b>上限額なし</b>、1/2 等</p> <p>※ 研修施設等一部例外あり</p>
<p>○対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建物の工事費又は工事請負費 (病棟(室)、受水槽、エレベータ等)</li> <li>建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (CT、MRI等)</li> </ul>	<p>○対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1品あたり<b>50万円を超える医療機器</b> (歯科診療所の場合10万円を超えるもの) が対象に追加</li> </ul>

※ 復旧事業は1件につき80万円以上であること

※ 補助基準額、対象経費は交付対象施設により異なる

# (独)福祉医療機構における災害復旧融資

## 【要旨】

○(独)福祉医療機構では、被災した社会福祉施設及び医療関係施設の早期復旧を支援するため、貸付利率等の優遇融資や、既往貸付に係る返済猶予期間の延長等の措置を実施。

## 【事業内容】

○社会福祉施設及び医療関係施設が災害による被害を受けた場合には、貸付利率等の優遇措置を講じた災害復旧融資を実施。  
 ○更に、激甚災害に指定された場合には、当該施設の更なる早期復旧を支援するため、災害復旧融資から融資率を引き上げる等の更なる優遇措置を講じる。

設置・整備資金 建築資金	通常融資		災害復旧資金		災害復旧資金特例措置(激甚災害時)	
	福祉貸付	医療貸付	福祉貸付	医療貸付	福祉貸付	医療貸付
対象施設	社会福祉施設等	医療関係施設等	社会福祉施設等	医療関係施設等	社会福祉施設等	医療関係施設等
融資率	70～80%	60～90%	90%		100%	
貸付利率	基準金利～ 基準金利+0.5%		無利子	基準金利同率	無利子	≪当初3年間≫ 7.2億円まで無利子 7.2億円超の部分は基準金利▲0.9% ≪4年目以降≫ 基準金利同率
償還期間(据置期間)	最長30年(最長3年)	最長30年(最長3年)	最長30年(最長3年)		最長39年(最長3年) <sup>※1</sup>	
無担保貸付	500万円まで		500万円まで		3,000万円まで	
融資限度額	担保評価額の70%	最大7.2億円	担保評価額の70%	最大14.4億円	担保評価額を上限	
既往貸付に係る返済猶予期間	-		最長6か月		最長3年6か月	

※1 償還期間39年以内とできるのは、災害以前から施設等を経営するための債務(民間の金融機関からの借入金を含む)を有し、災害により施設等が全壊・半壊する等の被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している場合に限る(二重債務)。

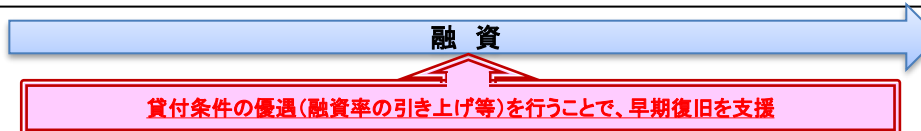
経営資金 長期運転資金	通常融資		災害復旧資金		災害復旧資金特例措置(激甚災害時)	
	福祉貸付	医療貸付	福祉貸付	医療貸付	福祉貸付	医療貸付
対象施設	社会福祉施設等	医療関係施設等	社会福祉施設等	医療関係施設等	社会福祉施設等	医療関係施設等
融資率	70～80%	70～90%	90%		100%	
貸付利率	基準金利+0.8%		基準金利同率	基準金利+0.8%	≪当初3年間≫ 無利子 ≪4年間以降≫ 基準金利同率	≪当初3年間≫ 7.2億円まで無利子 7.2億円超の部分は基準金利▲0.1% ≪4年目以降≫ 基準金利同率
償還期間(据置期間)	最長3年(最長6か月)		最長10年(最長1年)	最長3年6ヶ月(最長1年)	最長15年(最長3年) <sup>※2</sup>	
無担保貸付	500万円まで		500万円まで		2,000万円まで	
融資限度額	担保評価額の70%	最大1,000万円	担保評価額の70%	最大3,000万円	担保評価額を上限	最大「診療報酬及び介護報酬」の3か月分
既往貸付に係る返済猶予期間	-		最長6か月		最長3年6か月	

※2 償還期間が10年を超える場合は、基準金利に財投金利(15年)と財投金利(10年)の差分を上乗せ。

## 【実施主体・スキーム】

○実施主体:(独)福祉医療機構

(独)福祉医療機構





# 社会福祉施設等災害復旧費補助金(介護施設等分)

## 1. 概要

令和6年能登半島地震により被害を受けた介護施設等に関し、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するため、施設の災害復旧に要する費用について財政支援を行う。

## 2. 補助対象施設

- ◇特別養護老人ホーム
- ◇老人短期入所施設
- ◇介護老人保健施設
- ◇養護老人ホーム
- ◇軽費老人ホーム
- ◇訪問看護ステーション
- ◇老人デイサービスセンター
- ◇認知症高齢者グループホーム
- 等

## 3. 補助対象経費

介護施設の災害復旧事業に要する経費  
(※災害復旧事業が1件につき80万円以上)

## 4. 設置主体

都道府県、市町村、社会福祉法人 等

## 5. 補助率の引き上げ(激甚災害に指定された場合)

- ◇ 特別養護老人ホーム・養護老人ホーム(激甚災害法の対象)

国1/2、都道府県等1/4、事業者1/4 → 国2/3程度(注1)、都道府県等1/6程度(注1)、事業者1/6

注1 嵩上げ率は、自治体の税収と河川・道路、学校などを含めた災害復旧費事業の自治体負担額に応じて算定することから、「程度」と表記。

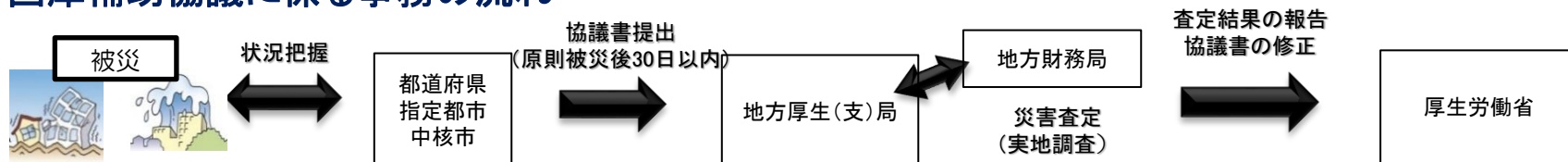
- ◇ 認知症高齢者グループホーム・介護老人保健施設等のその他施設(激甚災害法の対象外)(注2)

国1/2、都道府県等1/4、事業者1/4 → 国2/3、都道府県等1/6、事業者1/6

注2 東日本大震災、熊本地震、平成30年北海道胆振東部地震、令和2年7月豪雨、令和4年8月豪雨等、令和5年豪雨等の際も、予算措置等により同様に対応。

※1 上記は、公立ではなく、社会福祉法人等の民間法人立施設の場合。 ※2 その他施設は種類によって補助率が異なる。

## 6. 国庫補助協議に係る事務の流れ



# 社会福祉施設等設備災害復旧費補助金(介護施設等分)

令和6年能登半島地震により被災した介護サービス事業者等に対し、事業再開に要する設備等の経費に対する国庫補助を行い、被災地で生活する要介護高齢者に対する介護サービスを確保する。

1. 実施主体 都道府県・指定都市・中核市
2. 補助率 定額補助  
(介護保険サービス・施設ごとに定める額)
3. 補助対象 災害により被災した介護事業所・施設等を有する事業者  
(対象となる事業所・施設等は右のとおり)
4. 補助対象となる経費の例
  - ・ 事業所の車輛(訪問、送迎、移送用)
  - ・ 事務用品、事務機器(パソコン、デスク、コピー機、キャビネットなど、事業所・施設事務に要するもの)
  - ・ 事業所を借り上げる際の礼金・事務手数料
  - ・ その他事業再開に必要な初度経費

(対象となる介護保険サービス・施設)

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター

【予算科目】

(項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等設備災害復旧費補助金

※介護サービス事業者等の「等」は居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターを指す。

# 社会福祉施設等災害復旧費補助金(障害者施設等分) 社会福祉施設等設備災害復旧費補助金(障害者施設等分)

令和6年能登半島地震により被災した障害者支援施設等に関し、その速やかな復旧を図り、被災地における障害福祉サービス等の提供体制を確保する。

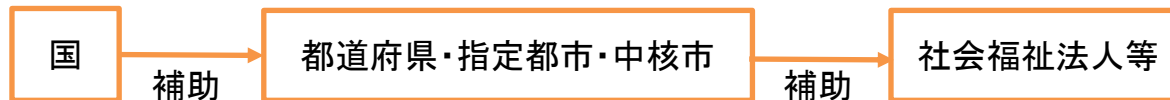
## 1. 事業概要

- (1)障害者施設等の災害復旧(施設整備)事業  
被災した障害者施設等に対し、事業の復旧に要する施設整備の費用の一部を助成する。
- (2)障害者施設等の災害復旧(設備等整備)事業  
被災した障害者施設等に対し、事業の復旧に要する備品・設備等の費用を助成する。

## 2. 負担割合

- (1)障害者施設等の災害復旧(施設整備)事業  
国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/4 設置者1/4 (※1、※2)  
※1 激甚法対象施設(公立施設の一部)については、激甚法に基づいて補助率を嵩上げ。  
※2 激甚法対象外の施設については、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)。
- (2)障害者施設等の災害復旧(設備等整備)事業  
定額(10/10相当)

## 3. 補助の流れ



# 保健衛生施設等災害復旧事業（保健衛生施設等災害復旧費補助金）

令和6年石川県能登半島地震により被災した保健衛生施設等の復旧に要する費用の一部を補助するもの。

## 事業の内容

補助対象事業	通常補助率	激甚災害(※)
保健所、地方衛生研究所、放射線影響研究所、農村検診センター、エイズ治療モデル施設、エイズ治療個室等の施設(エイズ治療拠点病院)、HIV検査・相談室、難病相談・支援センター、感染症指定医療機関、感染症外来協力医療機関、新型インフルエンザ患者入院医療機関、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関、結核研究所、火葬場、医薬分業推進支援センター、と畜場、抗毒素製造施設、精神科病院、老人性認知症疾患治療・療養病棟、老人性認知症疾患デイ・ケア施設、精神保健福祉センター、精神科デイ・ケア施設、精神科救急医療センター、精神保健福祉士養成施設、血漿分画センター、血漿採漿センター	1/2	2/3
市町村保健センター、健康科学センター、健康増進センター、食肉衛生検査所	1/3	1/2
原爆医療施設、原爆被爆者保健福祉施設、原爆被爆者健康管理施設	2/3	3/4

※ 激甚災害法上の措置ではない施設等においても、激甚災害への指定も踏まえ、予算措置にて補助率のかさ上げを実施。

※ 精神科病院、老人性認知症疾患治療・療養病棟、老人性認知症疾患デイ・ケア施設、精神科デイ・ケア施設及び精神科救急医療センターについて、民間施設の場合の補助率は1/3(激甚災害指定時の予算措置による補助率かさ上げ後は1/2)

※ 保健所、市町村保健センター、地方衛生研究所、原爆被爆者健康管理施設、健康科学センター、健康増進センター、エイズ治療モデル施設、火葬場、抗毒素製造施設、精神保健福祉士養成施設、血漿分画センター及び血漿採漿センターについては、災害復旧事業のみ対象(施設整備事業では対象外)

## 補助対象経費

・保健衛生施設等の災害復旧事業に要する経費

※ 災害復旧に係る事業費が1件につき80万円以上が対象(感染症指定医療機関、市町村立の火葬場及びと畜場については40万円以上)

# 水道施設災害復旧事業

## 事業内容

災害により被害を受けた水道施設の原形復旧や、応急的に施設の設置に要する事業費の一部を補助する。

## 補助率等

原則：1/2

例外：災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に規定する激甚災害として指定された場合等

2/3

⇒公共土木災害復旧事業費国庫負担法の対象事業と同程度まで高上げ

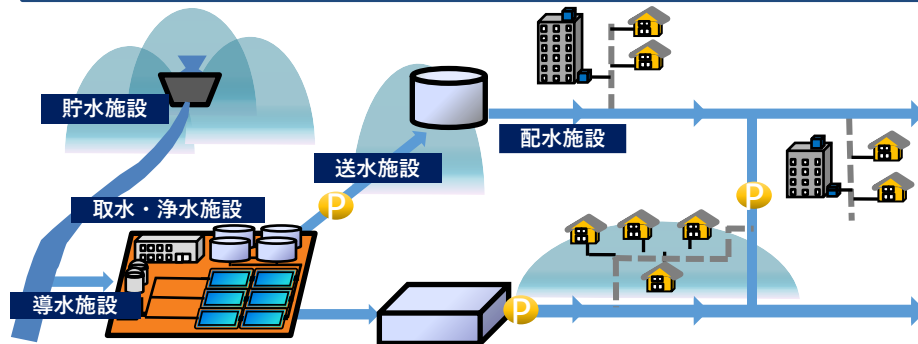
上限額：設定無し

参考：平成7年 阪神・淡路大震災（8/10）  
（特別立法による高上措置。）

平成16年 新潟県中越地震（8/10）  
（補助要綱(個別要綱の制定)による高上措置。）

平成23年 東日本大震災（80/100～90/100）  
（特別立法による高上げ措置。）

平成28年 熊本地震（8/10）  
（補助要綱(個別要綱の制定)による高上措置。）



※赤字が今回拡充箇所

## 補助対象

地方公共団体が管理する水道事業等のための施設等であって、次の施設に係る建物、建物以外の工作物、土地、土地造成施設及び設備等

- **取水施設**（井戸、集水埋きよ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設）
- **貯水施設**（貯水池、その他貯水に必要な施設）
- **導水施設**（導水管、専用道路、その他導水に必要な施設）
- **浄水施設**（浄水池、沈殿池、ろ過池、滅菌室、ポンプ室、その他浄水に必要な施設）
- **送水施設**（送水管、送水ポンプ、専用道路、その他送水に必要な施設）
- **配水施設**（配水池、配水管、配水ポンプ、専用道路、その他配水に必要な施設）
- **給水装置**（配水管から分岐して最初の止水栓まで）
- **漏水調査**

※水道施設被害が甚大となる災害（例：平成7年阪神・淡路大震災、平成16年新潟県中越地震、平成23年東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年胆振東部地震、令和元年台風19号、20号及び21号、令和2年7月豪雨、等）の場合には、給水装置の一部や漏水調査も対象とした実績がある。

# 上下水道の一体的な早期復旧

○ 被災が深刻な石川県能登半島地域6市町等において、厚生労働省と国土交通省が連携し、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法やそれと同等の予算措置等により緊急的な機能復旧を進めるとともに、本復旧に切れ目なく移行していくための復旧方針の検討等を国のリーダーシップのもとで実施し、**上下水道一体となった早期復旧を支援**。

最大で約13.5万戸で断水※するなど  
上下水道で甚大な被害が発生

※1月23日時点で約4.9万戸断水



被災状況



被災状況調査

  予備費で早急に対応する項目



応急復旧

## 被災調査

- ・通水試験による漏水調査

等

## 応急復旧 (緊急的な機能復旧)

- ・仮設配管
- ・バキューム車による運搬
- ・簡易処理

等

## 復旧方針検討

- ・被災状況を踏まえつつ、地域の将来を見据えた方針検討 等



ミーティングの様子

## 本復旧

# 公共職業能力開発施設等の災害復旧

## 1 制度の概要

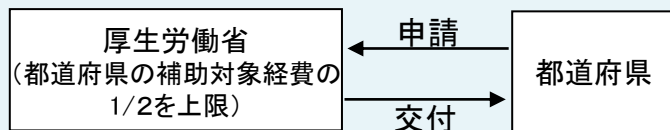
- 都道府県が設置する公共職業能力開発施設※1や認定職業訓練校※2の施設の建替や改修、設備の整備に係る経費等について補助を実施。

※1 職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、障害者職業能力開発校

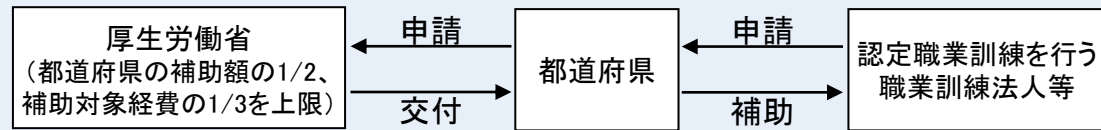
※2 認定職業訓練は、事業主等の行う職業訓練のうち一定水準を満たしたものを都道府県知事が認定する制度であり、職業訓練校はその用に供される施設。

### 補助の体系

#### 公共職業能力開発施設



#### 認定職業訓練校( 間接補助 )



## 2 特例の内容

- 令和6年能登半島地震に係る災害救助法が適用された市町村内に新潟県、富山県、石川県及び福井県が設置する公共職業能力開発施設又は同市町村内の認定職業訓練校の施設及び設備について、令和6年能登半島地震により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費については、国から県への補助率を引き上げる。

#### 公共職業能力開発施設

負担割合	国	都道府県
現行	1/2	1/2
特例	2/3	1/3

#### 認定職業訓練校

負担割合	国	都道府県	事業主等
現行	1/3	1/3	1/3
特例	1/2	1/4	1/4